

保存版

町田市立南大谷中学校

父 母 と 教 職 員 の 会

会 則

令和6年度発行

父 母 と 教 職 員 の 会 会 則

第一章 名 称 及 び 事 務 所

第 一 条 この会は、南大谷中学校父母と教職員の会と称し(南大谷中学校P・T・Aを略称として用いることができる)事務所を同校内に置く。

第二章 目 的 及 び 活 動

第 二 条 この会は、保護者と教職員が平等の立場で協力し、生徒のしあわせを守ること及び会員相互の親睦をはかり、教養を高めることを目的とする。

第 三 条 この会は、前条の目的を達成するために、学級を基本的単位として、必要な学習と活動を行う。

第 四 条 教育を本旨とする関係団体と協力関係を保ち、生徒のしあわせを追求する。

第 五 条 学校の人事、管理、運営に干渉しない。

第 六 条 特定の政治、宗教活動及び一部の利益をはかる活動をしない。

第三章 会 員 及 び 組 織

第 七 条 この会は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員により構成する。

・会員はすべての会議を傍聴することができる。

第 八 条 この会には、次の組織を置く。

1. 学級会 … 学級の保護者と担任をもって構成する。
2. 学年委員会 … 学年委員と学年所属の教師をもって構成する。
3. 代表委員会 … 役員、学年代表、各委員会委員長、副委員長、青少年健全育成地区委員及び担当の教師をもって構成する。
4. 運営委員会 … 役員、学年委員長、各委員会委員長をもって構成する。
5. 役員会 … (第六章参照)
6. 専門委員会 … 各学年から選出された委員をもって構成する。
行事委員会と広報委員会を置く。
なお、必要に応じて各種委員会を置くことができる。
7. 実行委員会 … 必要に応じて構成する。
8. 総会 … (第五章参照)

第四章 会費ならびに活動協力費・会計

- 第九 条 この会の経費は、本会会員から納入される会費ならびに本会非会員から納入される活動協力費をもってこれにあてる。
- 第十 条 会費ならびに活動協力費にかかる規定は別に定める。
- 第十一 条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第五章 総 会

- 第十二 条 総会は、この会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。
- 第十三 条 定期総会は、年度始めに開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
1. 定期総会
 - (1) 前年度活動及び決算報告の承認。
 - (2) 新年度計画及び年度予算の審議、承認。
 - (3) 役員承認及び会計監査の選出。
 - (4) その他、会則の変更及び重要事項に関する審議、承認。
 2. 臨時総会
代表委員会が必要と認めたとき、または、十分の一以上の会員の要求があった時。
- 第十四 条 総会の定足数は三分の一(委任状を含む)とする。
- 第十五 条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第六章 役員及び会計監査

- 第十六 条 この会の役員は次のとおりとする。
1. 役員会長 1名 (保護者1)
副会長 3名 (保護者2・副校長)
書記 3名 (保護者2・教職員1)
会計 3名 (保護者2・教職員1)
 2. 会計監査 3名 (保護者2・教職員1)
 3. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
 4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代理を務める。
 5. 書記は、諸会議の議事を記録し、庶務を行う。
 6. 会計は、この会の会計事務を処理する。
 7. 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 第十七 条 役員及び会計監査は任期を一年とする。役員の同一役職の再任は制限を受けない。教職員の役員は再任の制限を受けない。

第七章 会 則 の 変 更

第 十 八 条 この会則の変更は、総会で承認を得なければならない。

「 付 則 」

- ① この会の運営について疑義を生じた場合は、代表委員会で審議し、処理する。
- ② この会の役員、会計監査及び各種委員の選出基準は別に定める。
- ③ この会の慶弔規定は別に定める。
- ④ この会は、昭和53年 5月 18日より発足する。
昭和60年 4月 1日一部改正
昭和63年 5月 14日一部改正
平成元年 5月 13日一部改正
平成10年 5月 16日一部改正
平成14年 5月 24日一部改正
平成15年 5月 23日一部改正
平成17年度より教頭が副校長になる。
平成17年 5月 24日一部改正
令和 4年 5月 6日一部改正
令和 5年 5月 12日一部改正
令和 6年 5月 10日一部改正

運営の手引き

(各条項番号は会則に基づくものである)

- 第 二 条 平等とは、すべての会員は、対等の権利と立場で話し合うの意。
生徒のしあわせを守ること及び会員相互の親睦とは、以下のような父母と教職員の会がかかわる学校行事、父母と教職員の会主催の行事を含む。
- 第 三 条 学習について。
1. 役員及び各委員は、会の世話役として、会の目的と、よりよい運営方法を学ぶため、研修会などに進んで参加する。
 2. 会員は、会の目的とする生徒のしあわせを守るために、何をしたらよいかを考え、学級懇談会その他の活動に進んで参加し話し合い学ぶ。
- 第 四 条 他団体との協力について。その目的が第二章に当てはまるものであるかどうか、また参加の方法について、代表委員会で討議して決める。
1. 市立中学校PTA連合会に理事として3名、代議員として運営委員より10名選出する。
 2. 町田市青少年健全育成地区委員会(玉川学園地区、南第二地区及び町田東地区)へ各2名参加する。
- 第 七 条 原則として、生徒の保護者及び教職員全員を対象にする。
- 第 八 条
1. 代表委員会
 - (1) この委員会は、総会に次ぐ議決機関とする。
 - (2) クラスの意見をくみあげて検討し、会の目的にそって活動する。
定期的に開かれることが望ましい。
 - (3) 各専門委員会と連絡を保ち、その活動を援助する。
 - (4) 会費の用途について討議し、決算を検討して予算案を立てる。
 - (5) 会の目的にそった組織の改善を心がけ、会則の見直しを行う。
 2. 運営委員会
役員、学年委員または専門委員会等が企画、立案した活動内容の連絡・調整を行い活動方法について検討する。
 3. 役員会
本会の会務を統轄し、外部団体との交渉の窓口となる。
 4. 学年委員会
 - (1) 学年委員会は、学年ごとに構成され、学年としての活動が必要な場合にかれる。
 - (2) 学年委員は代表委員会に出席する。
 - (3) 学年委員には、委員長、副委員長を置く。委員長は運営委員会に出席する。
 - (4) 学年委員会には教職員が一名以上加り、協力して運営にあたる。

- (5) 学年委員会は、次年度への引き継ぎを円滑にし、活動内容が継続し発展するようにつとめる。
- (6) 1学年は、フラッグアートの活動等を通して学年のサポートを行う。
2学年は、研修の企画、運営等を通して学年のサポートを行う。
3学年は、卒業対策等を通して学年のサポートを行う。

6. 専門委員会

- (1) 専門委員には、各々委員長、副委員長を置く。委員長、副委員長は代表委員会に、委員長は運営委員会にも出席する。
- (2) 各委員会には、教職員が一名以上加わり、協力して運営にあたる。
- (3) 各委員会は、次年度への引き継ぎを円滑にし、活動内容が継続し発展するようにつとめる。
- (4) 行事委員会は、校内の行事や生徒との活動を通して、生徒や学校、また保護者のサポートを行う。
- (5) 広報委員会は、生徒、父母、学校等の様子を各会員に浸透させるため、広報に関する活動を行う。

7. 実行委員会

- (1) 実行委員会には、委員長、副委員長を置く。委員長、副委員長は代表委員会に、委員長は運営委員会にも出席する。
- (2) 各委員会は、継続性のあるものである。
- (3) 標準服リサイクル実行委員会は、不要になった標準服、その他学用品等を有効利用する為に活動する。
- (4) 役員・委員選出実行委員会は、役員、及び各委員の選出方法の検討、会員への周知、公正な選出のために活動する。

8. お手伝い

お手伝いとして学校行事または父母と教職員の会主催の行事に必要な応じて設ける。

第九条 必要な経費とは、代表委員会によって承認されたものに限る。

第十条 (1) 会費ならびに活動協力費は、会計役員が保管する。
(2) 会費以外の収入に関しては、代表委員会で承認された場合、雑収入として入れることができる。

第十一条 (1) 予算案は、旧運営委員が原案を作り、旧代表委員会で討議・作成し、新旧委員会にて引継ぎを行う。
(2) 必要に応じて年度半ばに、代表委員会による予算の見直しを行う。
(3) 第3学年の会員には、卒業式までに会計報告を行う。

第十三条 (1) 定期総会の開催は、前年度会長によって通知される。

- (2) 定期総会の準備は、新旧運営委員が中心となり新旧委員全員で行う。
- (3) 新旧運営委員は、総会議長団を兼ねることができない。

第十五条 賛否同数の場合は、議長に一任する。

- 第十六条
- 3 会長は、代表委員会の決議承認のもとに行動し、緊急の場合は副会長と合議の上で行動する。
 - 5 会の庶務とは、代表委員会だよりの発行、外部からの通信物の整理等であるが書記は必要に応じて委員の中から協力者を募ることができる。
 - 7 会計監査は、予算の見直しの際にも監査をし、意見を述べる。

「付則」

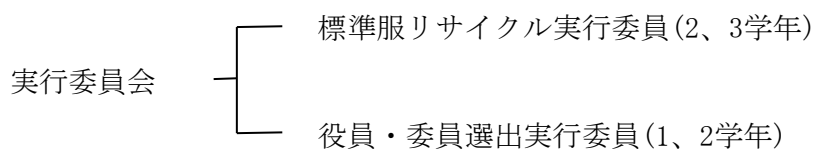
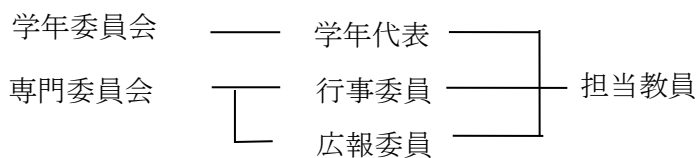
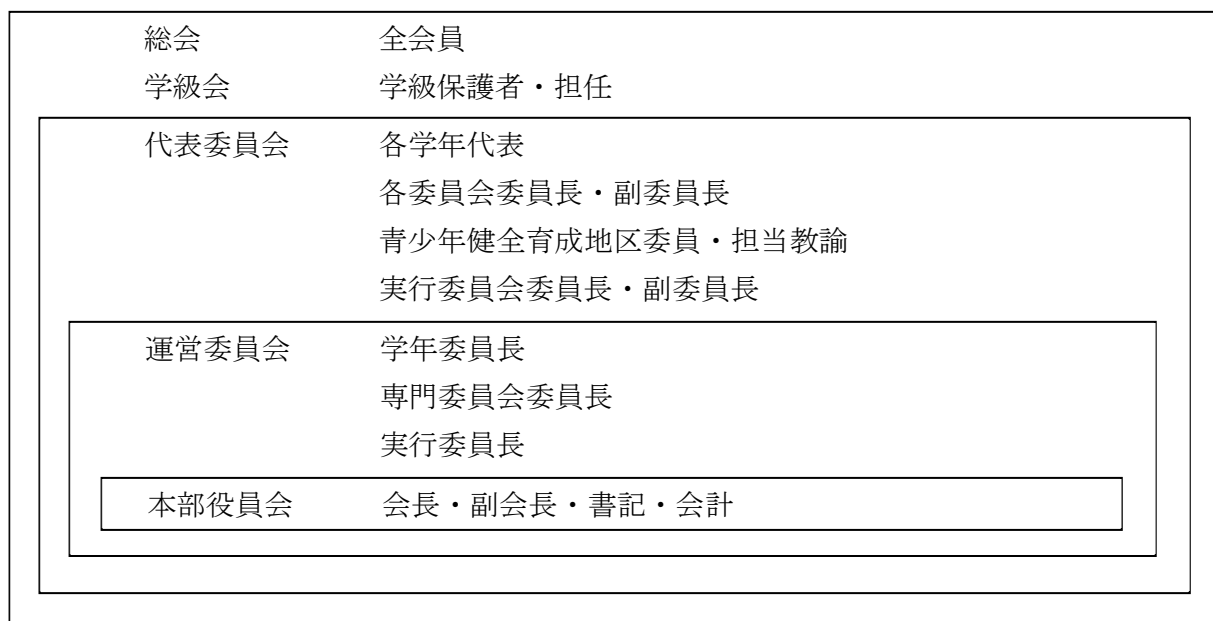
- ② 1. 役員・委員選出委員会が、選出方法を定め、代表委員会での承認を受け、これに基づいて実行する。
 - 2. 役員が、選出委員会で選出されなかった場合は、年度始めに学年代表の互選により選出する。その場合は、学年代表の補充委員を選出する必要がある。
 - 3. 各委員及びお手伝いの選出は、全会員を対象とし学年ごとに行う。
なお選出にあたっては登録制を実施する。
 - 4. 登録規定
 - ・ 可能な限り一子一回、役員または委員として活動に参加する。
 - ・ 学年代表、各専門委員会委員、各実行委員会委員を一回受けると本人の希望により選出の対象外となる。
 - ・ 役員、学年委員長、各専門委員会委員長、各実行委員会委員長を一回受けると他の兄弟姉妹の時も本人の希望により選出の対象外となる。
 - 5. 会計監査は、前年度1学年の学年代表委員より選出する。
- ③ 1. 会員及び生徒の不幸の際、教職員の結婚に際して慶弔金を支出する。金額の変更を要する際は、その都度、代表委員会で協議する。
なお、教職員の父母の不幸に際しては弔電を打つ。
 - 2. 非常災害時等の見舞金については、その都度、代表委員会で協議する。

※ この「運営のてびき」は、会則の各条項の補足的な説明であり、この改正は、代表委員会で行う。

付則③	平成10年5月改正	
第二条	平成16年6月	4日一部追加
第八条	平成17年1月	14日改正
付則②	平成18年1月	27日改正
第八条7(6)	平成18年3月	10日改正

8	平成18年3月	10日追加
第十条2(2)	平成18年3月	10日一部改正
第二条	平成19年5月	22日一部改正
第四条2	平成19年5月	22日一部改正
第八条1	平成19年5月	22日改正
7(3)	平成19年5月	22日削除
8	平成19年5月	22日改正
第八条7(5)	平成21年5月	22日一部改正
第八条6(5)	平成22年3月	5日一部改正
第八条7(5)	平成22年3月	5日一部改正
第八条7(1)	平成22年5月	7日一部改正
付則②4	平成22年5月	7日一部改正
第八条7(4)	平成23年3月	4日改正
付則②1	平成23年3月	4日改正
付則②2	平成23年3月	4日一部改正
第八条7(5)	平成25年3月	4日削除
第八条8	平成25年3月	4日一部改正
付則③1	平成26年7月	11日一部改正
第十一条(1)	平成26年11月	28日改正
第十条(1)	平成29年3月	13日改正
第八条6(5)	令和4年5月	6日改正
第八条8	令和4年5月	6日一部改正
第十条	令和5年5月	12日一部改正
第八条4	令和6年5月	10日一部改正
6	令和6年5月	10日一部改正
付則②2	令和6年5月	10日一部改正
3	令和6年5月	10日一部改正
4	令和6年5月	10日一部改正
5	令和6年5月	10日一部改正

南大谷中学校父母と教職員の会組織図



青少年健全育成地区委員

お手伝い — 学年代表サポーター